

許可番号第 02320051055 号

産業廃棄物処分業許可証

住 所 江南市中般若町東 10 番地

氏 名 株式会社 中部クリーンシステム

代表取締役 井石 学 様

(法人にあつては名称及び代表者の氏名)

優良

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第十四条第六項の許可を受けた者であることを証する。

愛知県知事 大 村 秀 章

許可の年月日 令和 5 (2023) 年 2 月 21 日

許可の有効年月日 令和 12 (2030) 年 2 月 20 日

1 事業の範囲

(1) 事業の区分

中間処分 (圧縮、減容固化、混合、選別、破碎、破碎・選別)

(2) 産業廃棄物の種類

ア 圧縮

廃プラスチック類 (自動車等破碎物及び石綿含有産業廃棄物を除く。)、
紙くず、金属くず (自動車等破碎物を除く。)

以上 3 品目 (水銀使用製品産業廃棄物を除く。)

イ 減容固化

廃プラスチック類 (発泡スチロール類に限る。)

以上 1 品目 (水銀使用製品産業廃棄物を除く。)

ウ 混合

汚泥 (有機性汚泥に限る。石綿含有産業廃棄物及び水銀含有ばいじん等を
除く。)、廃油、廃酸 (水銀含有ばいじん等を除く。)、廃アルカリ (水銀
含有ばいじん等を除く。)

以上 4 品目 (水銀使用製品産業廃棄物を除く。)

エ 選別

廃プラスチック類 (自動車等破碎物及び石綿含有産業廃棄物を除く。)、
金属くず (自動車等破碎物を除く。)、ガラスくず・コンクリートくず (工

作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。) 及び陶磁器くず
(自動車等破砕物及び石綿含有産業廃棄物を除く。)

以上 3 品目 (水銀使用製品産業廃棄物を除く。)

オ 破砕

廃プラスチック類 (自動車等破砕物及び石綿含有産業廃棄物を除く。)、
紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残さ、金属くず (自動車等破砕物を除く。)、
ガラスくず・コンクリートくず (工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。)
及び陶磁器くず (自動車等破砕物及び石綿含有産業廃棄物を除く。)、
がれき類 (石綿含有産業廃棄物を除く。)

以上 8 品目 (水銀使用製品産業廃棄物を除く。)

カ 破砕・選別

汚泥 (石綿含有産業廃棄物及び水銀含有ばいじん等を除く。)、
廃酸 (水銀含有ばいじん等を除く。)、廃アルカリ (水銀含有ばいじん等を除く。)、
廃プラスチック類 (自動車等破砕物及び石綿含有産業廃棄物を除く。)、
動植物性残さ、金属くず (自動車等破砕物を除く。)、ガラスくず・
コンクリートくず (工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。)
及び陶磁器くず (自動車等破砕物及び石綿含有産業廃棄物を除く。)

以上 7 品目 (水銀使用製品産業廃棄物を除く。)

2 事業の用に供するすべての施設

(1) 圧縮施設

ア 設置場所

丹羽郡扶桑町大字南山名字名護根 1 5 番 1

イ 設置年月日

平成 1 8 年 1 月 3 1 日

ウ 処理能力

廃プラスチック類 (自動車等破砕物及び 石綿含有産業廃棄物を除く。)	3.856t/日 (0.482t/時間)
紙くず	4.736t/日 (0.592t/時間)
金属くず (自動車等破砕物を除く。)	4.032t/日 (0.504t/時間)
(上記品目は、水銀使用製品産業廃棄物を除く。)	

エ 許可年月日及び許可番号

該当なし

(2) 圧縮施設

ア 設置場所

丹羽郡扶桑町大字南山名字名護根 1 5 番 1

イ 設置年月日

平成 2 7 年 3 月 1 日

ウ 処理能力

廃プラスチック類（自動車等破砕物及び石綿含有産業廃棄物を除く。） 3.9416t／日（0.4927t／時間）
紙くず 4.8464t／日（0.6058t／時間）
（上記品目は、水銀使用製品産業廃棄物を除く。）

エ 許可年月日及び許可番号
該当なし

（３）圧縮施設

ア 設置場所
丹羽郡扶桑町大字南山名字名護根 15 番 1
イ 設置年月日
平成 31 年 2 月 11 日
ウ 処理能力
金属くず（自動車等破砕物を除く。） 8.96t／日（1.12t／時間）
（上記品目は、水銀使用製品産業廃棄物を除く。）

エ 許可年月日及び許可番号
該当なし

（４）圧縮施設

ア 設置場所
丹羽郡扶桑町大字南山名字名護根 15 番 1
イ 設置年月日
令和 2 年 2 月 28 日
ウ 処理能力
金属くず（自動車等破砕物を除く。） 3.584t／日（0.448t／時間）
（上記品目は、水銀使用製品産業廃棄物を除く。）

エ 許可年月日及び許可番号
該当なし

（５）減容固化施設

ア 設置場所
江南市中般若町東 10 番
イ 設置年月日
平成 30 年 2 月 28 日
ウ 処理能力
廃プラスチック類（発泡スチロール類に限る。） 0.48t／日（0.06t／時間）
（上記品目は、水銀使用製品産業廃棄物を除く。）

エ 許可年月日及び許可番号

該当なし

(6) 混合施設

ア 設置場所

丹羽郡大口町上小口二丁目 122 番 2

イ 設置年月日

令和 3 年 2 月 12 日

ウ 処理能力

汚泥（有機性汚泥に限る。石綿含有産業廃棄物及び水銀含有ばいじん等を除く。）、廃油、廃酸（水銀含有ばいじん等を除く。）、廃アルカリ（水銀含有ばいじん等を除く。）

12.8t／日（1.6t／時間）

（上記品目は、水銀使用製品産業廃棄物を除く。）

エ 許可年月日及び許可番号

該当なし

(7) 選別施設

ア 設置場所

丹羽郡扶桑町大字南山名字名護根 15 番 1

イ 設置年月日

平成 18 年 1 月 31 日

ウ 処理能力

廃プラスチック類（自動車等破砕物及び石綿含有産業廃棄物を除く。）、金属くず（自動車等破砕物を除く。）、ガラスくず・コンクリートくず（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。）及び陶磁器くず（自動車等破砕物及び石綿含有産業廃棄物を除く。）

68.11m³／日（8.51m³／時間）

（上記品目は、水銀使用製品産業廃棄物を除く。）

エ 許可年月日及び許可番号

該当なし

(8) 破砕施設

ア 設置場所

丹羽郡大口町上小口二丁目 126 番 1

イ 設置年月日

平成 28 年 1 月 29 日

ウ 処理能力

動植物性残さ

12t／日 (1.5t／時間)

(上記品目は、水銀使用製品産業廃棄物を除く。)

エ 許可年月日及び許可番号

該当なし

(9) 破碎施設

ア 設置場所

江南市中般若町東10番

イ 設置年月日

平成30年2月17日

ウ 処理能力

廃プラスチック類 (自動車等破碎物及び石

綿含有産業廃棄物を除く。)

4.26t／日 (0.53t／時間)

紙くず

3.61t／日 (0.45t／時間)

木くず

3.37t／日 (0.42t／時間)

繊維くず

1.03t／日 (0.13t／時間)

金属くず (自動車等破碎物を除く。)

6.15t／日 (0.77t／時間)

ガラスくず・コンクリートくず (工作物の
新築、改築又は除去に伴って生じたものを除
く。) 及び陶磁器くず (自動車等破碎物及び
石綿含有産業廃棄物を除く。)

4.54t／日 (0.57t／時間)

がれき類 (石綿含有産業廃棄物を除く。)

4.72t／日 (0.59t／時間)

(上記品目は、水銀使用製品産業廃棄物を除く。)

エ 許可年月日及び許可番号

該当なし

(10) 破碎施設

ア 設置場所

丹羽郡扶桑町大字南山名字名護根15番1

イ 設置年月日

平成30年2月18日

ウ 処理能力

廃プラスチック類 (ペットボトルに限る。)

4.8t／日 (0.6t／時間)

(上記品目は、水銀使用製品産業廃棄物を除く。)

エ 許可年月日及び許可番号

該当なし

(11) 破碎・選別施設

ア 設置場所

丹羽郡大口町上小口二丁目 1 2 6 番 1

イ 設置年月日

平成 21 年 11 月 25 日

ウ 処理能力

汚泥（石綿含有産業廃棄物及び水銀含有ばいじん等を除く。）、廃酸（水銀含有ばいじん等を除く。）、廃アルカリ（水銀含有ばいじん等を除く。）、廃プラスチック類（自動車等破砕物及び石綿含有産業廃棄物を除く。）、動植物性残さ、金属くず（自動車等破砕物を除く。）

74.24t／日（9.28t／時間）

（上記品目は、水銀使用製品産業廃棄物を除く。）

エ 許可年月日及び許可番号

該当なし

（12）破砕・選別施設

ア 設置場所

丹羽郡大口町上小口二丁目 1 2 2 番 2

イ 設置年月日

令和 3 年 2 月 12 日

ウ 処理能力

廃プラスチック類（自動車等破砕物及び石綿含有産業廃棄物を除く。）、動植物性残さ、金属くず（自動車等破砕物を除く。）

31.2t／日（3.9t／時間）

（上記品目は、水銀使用製品産業廃棄物を除く。）

エ 許可年月日及び許可番号

該当なし

（13）破砕・選別施設

ア 設置場所

丹羽郡大口町上小口二丁目 1 2 2 番 2

イ 設置年月日

令和 3 年 2 月 12 日

ウ 処理能力

汚泥（有機性汚泥に限る。石綿含有産業廃棄物及び水銀含有ばいじん等を除く。）、廃酸（水銀含有ばいじん等を除く。）、廃アルカリ（水銀含有ばいじん等を除く。）、廃プラスチック類（自動車等破砕物及び石綿含有産業廃棄物を除く。）、金属くず（自動車等破砕物を除く。）

許可番号第 02320051055 号

75.2t／日（9.4t／時間）

（上記品目は、水銀使用製品産業廃棄物を除く。）

エ 許可年月日及び許可番号

該当なし

（14）破碎・選別施設

ア 設置場所

丹羽郡大口町上小口二丁目122番2

イ 設置年月日

令和3年2月12日

ウ 処理能力

廃酸（水銀含有ばいじん等を除く。）、ガラスくず・コンクリートくず
（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。）及び陶磁器く
ず（自動車等破碎物及び石綿含有産業廃棄物を除く。）

6.56t／日（0.82t／時間）

（上記品目は、水銀使用製品産業廃棄物を除く。）

エ 許可年月日及び許可番号

該当なし

3 許可の条件

なし

4 許可の更新又は変更の状況

平成14年 7月10日 新規許可

平成19年 8月16日 更新許可

平成24年 9月21日 更新許可

平成29年 7月19日 更新許可

令和 4年11月29日 更新許可

令和 5年 2月21日 更新許可（優良認定）

令和 7年 2月14日 書換

5 規則第10条の4第7項の規定による許可証の提出の有無

① ・ 無